平成２４年（フ）第２５７号
栃木県宇都宮市戸祭町2183番地５　トーワピア戸祭212、前住所栃木県那須塩原市若草町118番地531
債務者　小澤　　茜
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２６２号
栃木県下都賀郡壬生町大字壬生乙2870番地
債務者　葭葉　美江
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２７３号
栃木県宇都宮市江曽島町1357番地２
債務者　髙田　容子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５２１号
東京都羽村市小作台２丁目16番地24ドミール羽202
債務者　鵜野　麻子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５４３号
東京都町田市高ケ坂1857番地公社住宅Ｃ732
債務者　手嶋　　洋
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５４４号
東京都青梅市野上町３丁目19番地の１カネタカマンション205
債務者　中丸　好行
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２６１９号
大阪市住吉区長居東１丁目26番17号　松井ハイツ205号
債務者　塩田　　満
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月10日午後１時30分　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６７号
栃木県日光市長畑1102番地１、前住所栃木県小山市大字雨ケ谷新田28番地４　ＳＩＤＥＲＥＡＬ　Ｂ棟102号室
債務者　福本　貴士
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月29日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２７１号
栃木県河内郡上三川町天神町16番地　県営かみのかわ住宅１棟42
債務者　永吉　宇吉
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２５０号
岡山市東区久保85番地２　ニューシティアップヒルズＢ105、旧住所岡山県瀬戸内市邑久町山田庄420番地２
債務者　伊賀　尚也
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月29日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６３号
岡山市中区東川原278番地１　グローバル原尾島510、旧住所岡山県玉野市東七区334番地
債務者　菊池　秀正
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月29日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６４２１号
東京都杉並区堀ノ内３丁目28―23―102
債務者　洲鎌　隆博
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２７３号
静岡市駿河区富士見台１丁目４番22－３号　コーサンハイツ103号
債務者　鈴木　真一
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午後１時30分　静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０３８号
横浜市鶴見区市場下町２番９―204号
債務者　川村　知代
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９９号
北海道帯広市西16条南１丁目33番５号　レジデンスマルイチ２Ｅ
債務者　中谷キヨ子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係